

(12) 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日があり、国民年金法の１級・２級の障害等級に該当した方で、原則として初診日前日において初診日の前々月までの加入期間２／３以上の保険料を納付された方（免除期間、学生納付特例期間を含む）、また、２０歳になる前に障害者となった方に支給されます。

◆支給年額 １級 ９７４，１２５円
 ２級 ７７９，３００円

◆窓口 国保年金課（８２-９６１４）
 厚生年金の場合は、平塚年金事務所（２２-１５１５）

(13) 介護料等の支給

自動車事故による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給します。

◆対象者 「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、
 日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方

◆窓口 独立行政法人自動車事故対策機構(通称：ナスバ)神奈川支所
 (０４５－４７１－７４０１)

※掲載ページ下部広告
(連続片側又は両側５ページ)
３×１６ｃｍ 掲載料５,０００円